

令和3年度

千葉地方最低賃金審議会
第2回千葉県最低賃金専門部会
議事録

令和3年8月2日
14:15～15:40
千葉労働局1階会議室

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回千葉県最低賃金専門部会

1 日時 令和3年8月2日(月) 14:15 ~ 15:40

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員

労働者側委員

高柳委員、野田委員、阪口委員

使用者側委員

渡部委員、黒岩委員、稲葉委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

○ 大澤部会長

ただ今から、第2回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。なお、本専門部会は、運営規程第6条ただし書の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開といたします。

事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

○ 植村賃金指導官

本日は、公労使すべての委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

○ 大澤部会長

本日開催された第 423 回本審議会において、本年度の中央最低賃金審議会の目安答申の内容について伝達を受けましたので、具体的な審議に入ります。先ず、第 1 回専門部会で御承認いただいたとおり、最初に労使双方から改正に当たっての基本的な考え方を述べていただき、その上で別室にて協議を開始することとします。基本的な考え方を述べていただくに当たり、労使それぞれ別室での協議が必要でしょうか。

○ 労使「必要なし」の声

○ 大澤部会長

それでは、労働者側から考え方を述べていただきたいと思います。

○ 高柳委員

労働者側としては、中央で出された公益委員見解、目安を尊重しながらやっていきたいと思っています。その上で、千葉県の状況などもかんがみてやっていきたいと思っております。一番初めに言っておきたいことですが、中小企業が賃上げしやすい環境整備をするということです。中央の方から話があったことでもありますが、環境整備が重要であり、最低賃金を上げていく上でも大変大事なことだと思っております。そのためには、7月27日に厚労省から出された8月から行われる業務改善助成金の特例的な要件の緩和、各種支援策拡充の周知強化を労働局を含めてしっかりやっていただきたい。下請であったり請負企業などの価格交渉の実態調査、官民契約における最低賃金引上分の価格転嫁がしっかりと徹底されて中小企業が生み出した付加価値、価格転嫁がしっかりとできる実効性を高めるための取組を進めていくべきということでございます。この2点については、中小企業が賃上げしやすい環境整備に不可欠であり、我々も取組を進めますけれども、労働局であったり、千葉からも本省にしっかりと意見があったと上げていただければ幸いであると思っております。当然、私たちの組織の中にも、コロナ禍で影響を受けた組織が多々ありますので、しっかりとそれぞれの立場で取組を進めていきたいと思っておりますので、改めて伝えさせていただいたとご理解いただければと思います。

その上で、先ず最賃法でありますけれども、この3原則に基づいて議論をしていきたいと思っております。特にこの9条で地域の労働者の生計費、地域の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力、こういったものを考慮して

議論を進めるとなっており、3原則のところはコロナ禍でも基本は変わらないと思っておりますので、こういったところを注視してやっていきたいといったところです。昨年度は具体的な金額が示されなかったということでありまますけども、明らかに今年は状況が変わっているということも重視していきたいと思っております。対応策もそれぞれしっかりと出来てきているということと、何よりもワクチン接種、まだ完全ではないものの進んできている、こういったものを含めると昨年度の環境とは変わってきているということがありますので、これをしっかりと見据えながらやっていきたいと思っております。

それと最賃の課題ですが、現状925円は、2,000時間働いても185万円にしかならない、200万円に達しないということを考えると、憲法第25条であったり、労基法第1条、最賃法第1条をかんがみても、法が求める健康で文化的な最低限度の生活を営む水準にはまだ達していないということです。しっかりとセーフティーネット機能が備わる最低賃金まで持っていききたいというところでもあります。それともう1点、地域間格差ということで、ずっと発言させてもらっておりますけれども、東京とはまだ88円の差がある、隣の県に行けば黙っていても88円プラスの賃金で働ける、こういったことが少しでも解消され、コロナ禍でもありますし、県内でしっかりと働いても同じような収入が得られるようにするためには、隣県との格差是正も求めていきたいと思っております。

○ 阪口委員

私からは、コロナ禍でも企業や社会機能を支えるために、使命感を持って一生懸命働き続けていらっしゃる労働者の努力に報いる。そのことに関しての意見を述べさせていただきたいと思っております。特に、最低賃金近傍で働く労働者の努力について、考えていただきたいと思っております。一例を申し上げますと、流通・小売業では、コロナウイルスの影響を最前線で受け続けております。昨年発生したマスクや消毒液であったり、トイレトペーパーの不足、そのことで起きた騒動からも分かる通り、従業員の皆さんは心無い客からの理不尽なクレームを未だに日々受けている状況です。働きながら、自身の感染リスクにも怯えながら、また、家族からは退職すら勧められる中でも、社会インフラとしての使命を果たすべく、事業の継続を果たすべく懸命に働いていただいております。そのような方々が、最低賃金近傍で働いているということを再度認識していただきたいと考えております。そして、その懸命な努力に報いるためにも、最低賃金の上げは必須であると労働者側は考えております。世の中が困難な状況であればあるほど、流通・小売業

を始めとするサービス業について、皆様御自身もなくてはならない産業であると認識していただけたのではないかと考えております。どうかその産業が縮小しないように、従事する労働者が離れていかないように、最低賃金の引上げについて、前向きで建設的な議論を、この後、目指していただきたいと考えております。

○ 大澤部会長

ありがとうございました。

続きまして、使用者側お願いします。

○ 渡部委員

まず、現状認識について申し上げます。新型コロナウイルスによる影響が長期化しておりますが、中小企業に極めて深刻な影響を与えております。一部に巣ごもり需要等で好調な業種・業界がみられるものの、人の移動に関わる宿泊業や飲食業、交通運輸業等を中心に、依然として回復の見通しは立たず、極めて厳しい業況の企業が多いのが実態であります。多くの中小企業は、公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限に活用しながら、事業の継続と雇用の維持に必死に取り組んでおります。しかしながら、地方自治体による休業要請や営業時間短縮要請等経済活動が厳しく抑制された状況下では、業況の回復は程遠く我慢も限界との声が多く聞かれております。今後、ワクチン接種が進み、感染が終息に向かうことを強く期待はしておりますけれども、足下では、新たな変異株の流行拡大等一切予断を許さない状況です。また、仮に、今後感染が終息して人の移動に関する制限が緩和されたとしても、国内の経済が元のレベルに戻るには、一定の期間が必要です。また、コロナ前の経済を支えてきた海外需要の取込み、特にインバウンドの回復は更に時間を要することが想定されております。コロナ禍で影響が深刻な業種は、いつになれば以前の業績水準に回復することができるのか、全く見通しが立っていないのが現状であります。中小企業やコロナ禍で大きなダメージを被ったこうした業種こそが、最賃近辺で働く多くの労働者を雇用しております。仮に今年度、最低賃金が引き上がるようなことがあれば、その影響は直撃して雇用の削減や事業の廃業につながることも強く懸念されます。

次に、こうした非常時ともいえる厳しい経済情勢の中で行われる今年度の審議に対する基本姿勢について申し上げます。先日、閣議決定された骨太の方針 2021 では、感染症禍でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、

本年の引上げに取り組むという考えが示されております。また、中賃においても、これに呼応するかのように、全てのランクにおいて28円引上げの目安を示され、県内の中小企業から不安の声が多く聞かれております。使用者側としましては、これまで最低賃金は、各種指標やデータなど明確な根拠の下で納得感のある水準を決定すべきであることを強く主張してまいりました。こういう考えに変わりはありません。通常時であれば、今期の最低賃金決定に当たっても、最低賃金法で定められた労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して、この3要素を総合的に表している賃金改定状況調査の第4表を重視した審議を基本とすべきと考えております。この3要素を重視するというのは、先ほどの労働者側の意見にもあったとおりです。加えて、今年度はコロナ禍における中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議すべきであると考えます。また、最低賃金の主たる役割は、すべての労働者の賃金の最低限を保証するセーフティーネットにあります。だからこそ、業種の善し悪しに関係なく一律に強制力を持って適用されます。加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気の後退局面においても実質的に引き下げることはできません。こうしたことから今年度の審議においては、コロナ禍で企業の業況が2極化している状況を踏まえ、平均賃上げ率など企業の平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍で影響が深刻な宿泊、飲食、交通運輸等々の業種における経営状況や支払能力にしっかりと焦点を当てるべきであると考えております。

最後に、今年度の最低賃金改正に関する我々の主張を申し上げます。今は、官、民、労使で力を合わせて、事業の存続と雇用の維持、これを最優先とすべきであると考えております。今回の議論は、昨年状況と大きな変化はないことから、昨年の引上げ額の2円をスタートとして、どの程度下げるのか上げるのかを出発点として、下限は0円、上限は、私たちが従来から主張する第4表の0.5%の引上げ、金額で5円となりますが、先ほどから申し上げているとおり、今年はコロナ禍で企業の業況が2極化している状況を踏まえ、平均賃上げ率などのみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍で影響が深刻な業種における経営状況や支払能力にしっかりと焦点を当てるべきであり、昨年の全国で最高の引上額3円が上限になると考えております。よって、0円～3円の範囲内での最賃の引上げを主張します。

○ 黒岩委員

先月、中央の方で目安28円という数字が出て、おそらくここにいるほとんどの方が、えっ、て正直驚いたところがあったかと思えます。我々、商工会議

所は、普段から中小企業、小規模事業者と寄り添っている仕事をしております。現状もよく分かっておりますし、彼らの現在の悲痛な声も聞いております。そういう中で商工会議所の親団体である日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の中小企業3団体は、今回の中央の目安の審議会に対し、現在の経済の状況を踏まえて、とにかく今年度は引き上げないでくれと、据え置いてくれと、再三、再四、政府に要請してきました。それにもかかわらず、中央でこういう結果になってしまいました。本来、最低賃金というのは、経済指標や経済動向を参考として決められるべきであるにもかかわらず、今回の中央審議会においては、ほとんどそういったものを顧みず、政治への忖度があったのかもしれないけれども、そういうことで決まってしまったということで、公益委員に対し、かなり強い調子で日商の三村会頭は非難しており、審議会の在り方そのものについても言及するほどになっております。最低賃金の引上げというのは、長い目でみれば、生産性の低い事業所を淘汰して日本全体で生産性を上げるということ。これについては全くそのとおりだと思いますが、現状のコロナ禍で今やるべきことなのかと、正直甚だ疑問に感じております。中小企業の声というものを、もっと我々が聞いて、現状をみていかないとしょうがないと思います。先月、中央で28円と決めたときは、ワクチン接種が進んで少しは景気が回復方向に向かうのではないかと楽観的な見方があったのかと思いますけれども、実際、変異ウイルスが蔓延し、千葉県も蔓延防止から緊急事態宣言に変わったということで、決して楽観的な見通しが正しかったとは今言えない状況になっているような感じがします。そういうことを踏まえながら審議していただけたらと思います。

○ 大澤部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から、本年度の千葉県最低賃金の改正について、基本的な考え方をお示しいただきましたので、それぞれの意見を踏まえ、これから具体的な金額の協議を行います。各側、別室において協議いただき、公益委員が調整するという方法で行いますのでよろしくお願いします。

それでは、事務局は、別室に案内してください。

< 労使別室にて協議、公益委員が労使別に折衝実施 >

< 労使別室から会議室へ集合 >

○ 大澤部会長

それでは、再開させていただきます。

労使それぞれ別室において議論していただきました。双方の主張の要旨につきまして、若干説明させていただきます。

労働者側の主張は、昨年のコロナ禍で正規社員は通常に近い賃上げが行われたが、非正規社員は最低賃金の引上額の 2 円に留まっている。これにより格差が更に広がった。最低賃金をしっかり上げなければ、最低賃金周辺の労働者の賃金は改善されない。中央の目安というのはそれなりの意味がある。目安額の 28 円を中心とし、現在同じ A ランクにある隣県の埼玉県との賃金格差 3 円を加えた 31 円が要求額であるとの主張でした。

使用者側の主張は、状況は昨年と変わっていない。非常に厳しい状況の中で 28 円の引上げはあり得ない。あっても昨年並の 3 円程度であるとの主張でした。

労使各側から補足することがありましたら発言をお願いします。

○ 一同「結構です」との声

○ 大澤部会長

本日は、各側別室で協議していただき公益委員が調整を行うという方法で具体的な審議に入ったところですが、労使それぞれの主張は隔たりが極めて大きいので、本日の審議はこれにて終了とさせていただきたいと思います。

労使それぞれ、次回までに意見調整をしておいてください。

なお、次回、第 3 回専門部会は明日 8 月 3 日午後 1 時 30 分から、場所は本日と同じく千葉労働局 1 階会議室で開催しますのでよろしくをお願いします。

それでは閉会とします。ありがとうございました。